

## たたき台 110829・要約版

2011. 08. 29.

## 長良川河口堰検証専門委員会資料

## 専門委員会報告書（案）・全体の構成と争点について

## （報告書の構成）

全体は、河口堰の環境、利水、治水の面からの評価と、利水撤退と開門調査の提言から成る二部構成とする。評価及び提言の詳細については、付属文書とし、資料の適時的引用により第三者が検証可能なものにする。

主報告書、付属文書とも委員会名で公開し、両論併記は可能な限り避ける。

## 序文

## 設置の目的

- 1) 本委員会は、専門性の高い分野の諮問事項について、意見書を作成することを目的とする。
- 2) 自律的に委員の合議で決定する。また、住民意見を可能な限り聴取し、結論に反映させる。
- 3) 本委員会は、長良川河口堰の建設と運用に伴う自然及び地域社会へ及ぼした影響を明らかにし、今後の最適な運用方法を提言する。
- 4) 最適化とは、愛知県民、名古屋市民、及び当該の事業が実施された地域の住民のみを対象とするものではなく、地域全体の、また次の世代も含めた長期的な利益を最大とする施策を提言することを指す。

## 委員会開催状況（略）

## 委員名簿（略）

## 1 長良川河口堰建設の経緯

### (建設目的)

- 1) 長良川河口堰計画は、1960年の長良川河口ダム計画に遡ることができる。木曾川水系の一連の水資源開発の一つと位置づけられる事業であり、一地域の治水事業が当初の目的であったとは考え難い。
- 2) 治水目的は、独立採算を余技なくされている自治体水道会計の事情、及び1970年代当時の水需要の伸びへの期待、水の安定供給を切望する輿論から、安価な水源を得る便法として、組み入れられたと考えられる。

### (漁民による反対運動) (略)

### (反対運動の広域化) (略)

### (岐阜地裁判決と河口堰の運用開始)

- 1) 岐阜地裁判決は、科学的な面では十分に審議されているとは言えず、運用後に得られた新たな知見に基づき、見直されるべきである。

## 2. 河口堰事業の検証

### 2-1. 環境

#### 1) 予測と事後の監視

河川生態系に対する理解不足とそれによる予測の手法の誤り、事業前調査の不備、専門の研究者との連携を欠いたことで、予測が信頼性のあるものとならなかった。

事後のモニタリング調査については、未曾有の規模の調査であり、学問的な成果を挙げたことは高く評価される。モニタリングから漏れた項目について何も変化が捉えられていないこと、第三者からのフェアな評価を受ける仕組みが作られなかったことなどの課題が残る。

#### 2) 漁業面における損失

シジミ、アユの漁獲の減少については、漁獲量、漁獲量/放流量比の減少から堰との因果関係が認められる。サツキマスについては、市場入荷量の比較では、影響は否定できない。ウナギ、シラウオ等の減少についても、堰運用との因果関係が認められる。

水産資源の被害は、事前に金銭的な補償がされ、また、魚道の整備や種苗の放流等の代償措置も採られているが、前者については、被害額との対照、後者については、措置の効果が定量的に示されることが必要である。

#### 3) 水道水源としての適格性

河川水を水源とする場合、可能な限り上流に水源を求めるべきであり、堰湛水の取水は問題が大きい。

### 2-2. 利水

#### 1) 水道・工水需要

利水安全度を高めたことは認められるが、需要予測は過大であり、堰の建設・運用費用は自治体財政に負担を与えた。

#### 2) 淡水取水

既存の北伊勢工業用水道、長良川用水の塩分流入の危険性は解消できた。

### 2-3. 治水・塩害

#### 1) 浚渫の必要性和効果

浚渫による河積の増大効果は、洪水時の全層淡水域の場合は、認められる。一方、堰運用後の堆積のため、その効果は減じる。

河床の低下により、計画時、既に河積は増大しており、治水対策上、大規模な浚渫が必要であったとは考え難い。

#### 2) ブランケット工

漏水対策としては有効であったが、河積を減少させ、浚渫規模を拡大する結果となった。また、水際及び河川敷の植生に大きな影響を及ぼした。

#### 3) 愛知県の費用負担

80 億円を越す愛知県の費用負担は、水害の被害が想定される面積の僅かさから判断すれば、費用対効果面から、適切であったとは言えない。

#### 4) 塩害の実態

長良川河口域の塩害は、伊勢湾台風時の海水冠水によるものであり、長島町では地先取水を木曾川馬飼頭首工よりの導水に切り替えたことにより塩害は河口堰運用前に既に解消している。また、貝津町、高須輪中では被害の実態はない。

懸念される塩水遡上は、浚渫によるものであり、それが不要であれば発生することはなかった。

### 3. 提言

#### 3-1. 河口堰利水からの撤退

- 1) 従来の水需要予測は過大であり、愛知県は、河口堰の利水から撤退し、これ以上の財政負担を避けるべきである。
- 2) 温暖化に伴う少雨化傾向は蓋然性が大きく、それに基づき長期的な施策を決定すべきではない。渇水に対しては、当面、基準流量の見直し、水利権の調整、節水努力等の社会的、制度的な対応を採るべきである。

#### 3-2. 河口堰の試験的開放

- 1) 長良川河口域の環境変化は甚大であり、その修復の手段として、河口堰の試験的な開放が望ましい。試験開放は、当面、利水障害を伴わない時期と方法により、効果と弊害を検証しつつ、開放時期の拡大に向け、資料を収集する。河口堰の開放による環境改善効果は、一時的な堆積物の流出による悪化に増して大きい。塩分の遡上については、代替水源への転換、取水口の移動、取水方法等の工夫により軽減できる。
- 2) 試験開放については、愛知県知事・名古屋市長は、河川管理者及び関係自治体と調整を進めるべきである。
- 3) 試験開放後の環境変化の監視及び環境復元のための常設の調査、検討組織が、愛知県・名古屋市により設置されるべきである。

#### 4. 付属文書

4-1. 長良川河口堰問題の経緯

4-2. 環境影響の評価

4-3. 利水—今後の水需要予測と渇水対策—

4-4. 治水—これまでの治水対策の総括と塩水遡上対策—

4-5. 河口堰開放の方式と環境改善効果